

第1章 計画の趣旨

I 計画の趣旨

1 千葉県次世代育成支援行動計画の趣旨

次世代育成支援行動計画（以下、「計画」という。）は、人口減少問題や核家族化・少子化の進展による地域社会の弱体化等の社会変化を踏まえ、次世代育成支援対策推進法（平成17年4月施行、最終改正平成26年4月）に基づき策定するものです。

千葉県次世代育成支援行動計画・前期計画（計画期間：H17～21、以下「前期計画」という。）及び千葉県次世代育成支援行動計画・後期計画（計画期間：H22～26、以下「後期計画」という。）策定以降、他計画や市町村との連携を図りながら、様々な課題に対応してきました。

その結果、前期計画の策定時からみると着実に改善している一方で、依然として出生数の減少が続き、少子化の流れに歯止めがかからず、また、課題が残されている分野も浮き彫りになりました。

このような流れの中、平成26年4月の次世代育成対策推進法の改正により、法の有効期限が10年間延長され、同法第7条第1項に基づく、行動計画策定指針が示されました。この指針によると、法に基づく次世代育成支援行動計画の策定は任意とされたところですが、少子化や労働環境、地域社会のめまぐるしい変化に伴い、次世代を担う子どもを取り巻く環境が変わっており、新たな課題も生じてきています。

このため、千葉県では後期計画を見直すこととし、新たに千葉県次世代育成支援行動計画を策定いたしました。

策定にあたっては、パブリックコメントで、子育て中の親など当事者を含む県民から幅広く意見を聞くとともに、計画に関係する当事者の代表である「次世代育成支援対策千葉県協議会」に諮るなど、県民自らの手で作られています。

この計画では、前身の後期計画に引き続き、次世代育成支援に必要な「あるべき地域の姿」を明示して、その実現に向けて具体的な施策を記述しています。施策の展開にあたっては、できる限り当事者である県民の視点にこだわり、児童福祉・教育・保健医療・就労・男女共同参画等の次世代育成支援の各分野を施策横断的に取りまとめています。

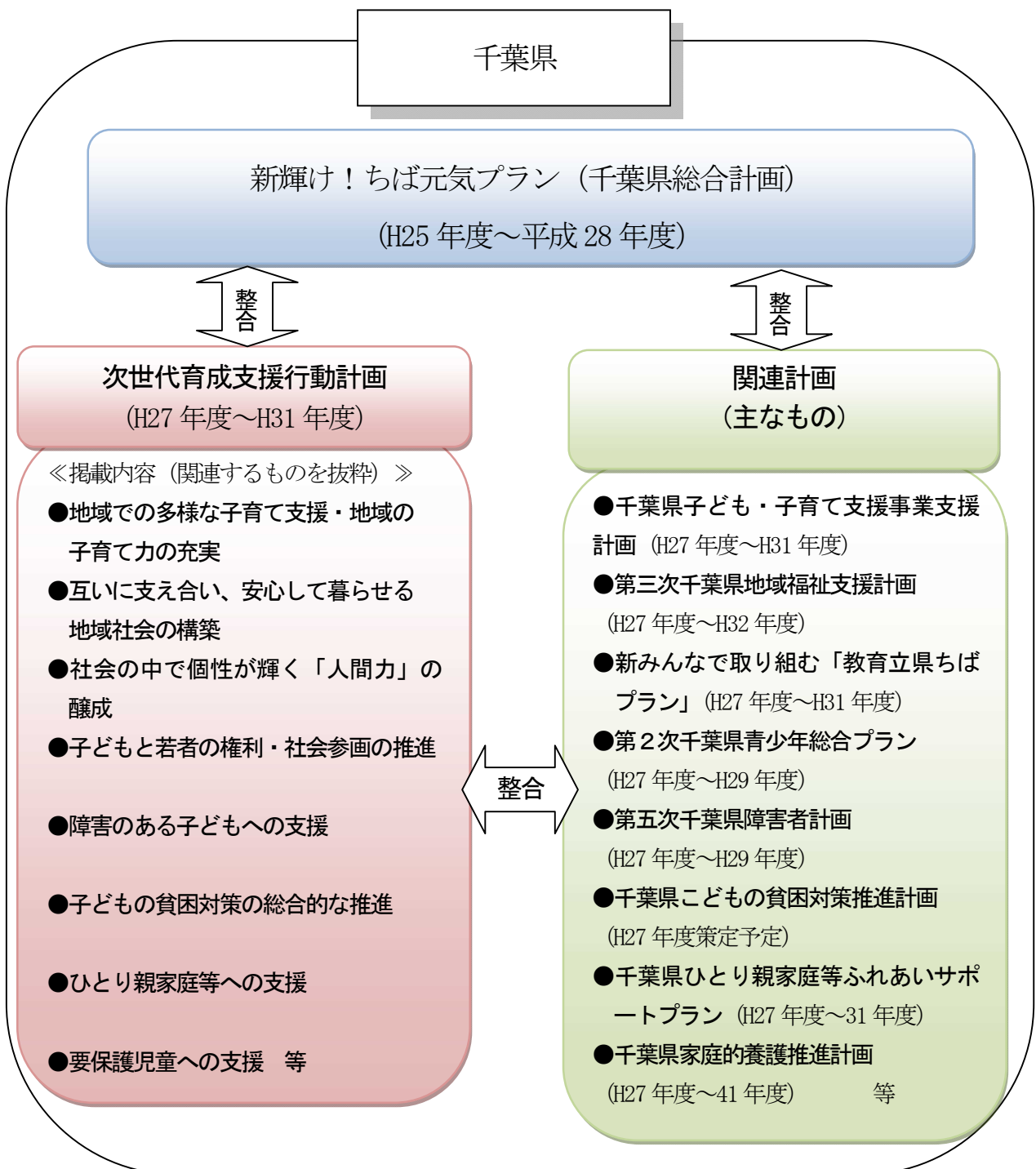
次世代育成支援の推進には、県のみならず、県民をはじめ、関係機関、団体、民間事業者等が一体となって取り組むことが重要です。この計画は県の計画ですが、次世代育成にかかわるすべての方たちの自主的・積極的活動の指針として活用されることを期待します。

2 計画の位置づけ

千葉県次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法（平成17年4月施行最終改正平成26年4月）に基づく都道府県行動計画です。

千葉県における次世代育成支援対策に関する総合的、基本的な計画であり、これから千葉県が進めていく次世代育成支援対策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

また、「総合計画」や「第三次千葉県地域福祉支援計画」、「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」等の県の関連諸計画との整合性を図ります。



3 計画期間

この計画は、5年間を一期として、平成27年度から平成31年度までを前期計画、平成32年度から平成36年度までを後期計画とし、10年間の集中的・計画的な取組を示しています。なお、今後、様々な状況の変化などにより見直しの必要性が生じた場合には、適宜、見直しを行います。

4 計画における定義

(1) 「子ども・若者」

この計画が対象とする「子ども・若者」は、特にただし書きがない限り、乳幼児、児童、生徒、青少年から自立して生計を営む前の若者まで幅広く含んだ概念として使っています。

(2) 「親」

この計画が対象とする「親」では、妊娠している段階から子育てが始まっていると捉え、妊娠中から子育て中の保護者を含めた概念として使っています。

(3) 「地域」

この計画が対象とする「地域」は、ベビーカーを押して行ける程度の生活圏における「身近な他人による支え合い」共同体を基本に、さらに働く場を含めた概念として使っています。

II 市町村との連携

1 県と市町村の役割

この計画は、次世代育成支援に関し、県民をはじめとした当事者の視点から見た「あるべき地域の姿」と具体的な施策を提示しています。その内容は、全県的な見地からとりまとめたものです。

計画を真に実効性のあるものにするため、県と市町村、そして県民がそれぞれ連携・協働して取り組む必要があります。

○千葉県役割

県は、次世代育成支援対策を進めるに当たって、市町村の主体性・地域性を尊重し、市町村の実情に応じた必要な支援を行います。

- ・市町村が取り組む、次世代育成支援対策推進のための施策や次世代育成支援の基盤整備
- ・市町村の圏域を越えて広域的に取り組むべき事業や市町村での対応が困難な技術的・専門的に取り組むべき事業の実施、広域的な観点からの市町村間の調整

- ・先駆的・モデル的に実施すべき事業
- ・地域における次世代育成支援対策の推進に向けた人材育成・資質向上
- ・民間団体、事業主等が次世代育成支援対策の推進に向けて実施する事業の支援
- ・事業主が行う次世代育成支援対策の実施のための行動計画の策定や取組の支援などを行います。

○市町村の役割

住民にもっとも身近な自治体として市町村は、次世代育成支援対策推進の中心的な実施主体としての役割を担うこととなります。

- ・行動計画をはじめ、市町村が考える「あるべき地域の姿」の提示と具体的施策の推進
- ・市町村圏域内の地域における次世代育成への支援策の推進
- ・住民が利用しやすい子育て支援サービスや環境の整備
- ・地域における次世代育成支援対策の推進に向けた人材育成・資質向上
- ・民間団体や事業主等が次世代育成支援対策の推進に向けて実施する事業の支援
- ・事業主が行う次世代育成支援対策の実施のための行動計画の策定や取組への支援などを推進することが期待されます。

2 県と市町村との連携の確保に向けて

(1) 地域特性を踏まえた情報提供と支援

市町村が地域の実情に応じた取組や創意工夫が図れるよう、地域の特性や特徴がわかる情報や、地域性を分析したデータなど、積極的な情報提供に努めるとともに、市町村の取組を支援します。

(2) 市町村との協働による住民ニーズの把握

地域住民のニーズが多様化し、地域の課題が複雑化する状況において、地域の実情に応じた取組が必要です。市町村と協働して子育て中の保護者を対象とした「子育てアンケート」を実施し、県及び市町村の子育て支援施策充実のための指標として活用します。

(3) モデル事業・広域的に行う事業の推進

先駆的な事業やモデルとなる事業を積極的に支援するとともに、県内広域的に行うべき事業を実施します。

(4) 情報の共有化と相談支援

次世代育成支援対策に係る情報の共有化を深めるとともに、県の持つ次世代育成支援に関するノウハウや知識の提供、実践事例の紹介等を積極的に行います。また、事業の実施に当たっての具体的な相談等、市町村における取組を支援します。

(5) 市町村間の調整

市町村間で調整が必要な事項については県で調整を行います。

また、国・県・市町村それぞれの役割分担を踏まえ、国における取組が必要なものについて、制度の創設や財源措置などを国へ要望します。